

ご案内をご一読いただき、この機会にぜひ
加入・保障の見直しをご検討ください！

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等も
ふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を
ご理解いただきご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル



2027年 団体保険制度のご案内

契約概要・注意喚起情報

お申込みにあたっては契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。

～日本製鉄グループ てつのお守り～

日本製鉄団体定期保険

団体定期保険

お手頃な保険料で
万一に備えられる。



この保険は福利厚生制度の一環です。

加入コースと保険料は巻末をご覧ください

この保険のポイント



お手頃な保険料

まとまった人数で加入することにより、お手頃な
保険料で保障が準備できます。

例えば病気で死亡されたとき

保険金額400万円の場合

保険料例（概算保険料月額）

男性30歳 352円 女性30歳 216円



医師の診査は不要

医師の診査はなく、告知事項に該当がなければ
お申込みいただけます。



毎年見直し可能

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障額
の見直しができます。



剰余金に応じて配当金があります

剰余金が生じた場合には、配当金が支払われ、
実質の負担額が軽減されます。

配当金は、配当金支払時期の前年度決算により決定しますので、
将来支払われる配当金額は現時点では確定しておりません。
また、支払保険金の多寡などにより配当金は大きく変動します。

過去3年の
配当金実績

2023年度／負担保険料の約44.1%

2024年度／負担保険料の約50.9%

2025年度／負担保険料の約43.3%



生命保険料控除の対象

保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・
住民税の税額が軽減されます。

「ワークライフ・サポート制度」（団体定期保険料補助）が利用できます。（日本製鉄株式会社のみ）
詳しくは「利用マニュアル」をご参照ください。

申込締切日 2026年10月20日（火）

Webでのお手続きの場合：Web画面からお申込みください。

書面でのお手続きの場合：申込書に所定事項をご記入のうえご提出ください。

原則、脱退は更新時のみとなります。

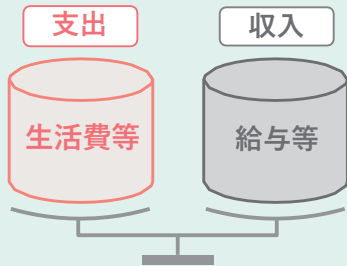
※昨年と同内容で更新される方はお手続き不要です。

S-1

団体定期保険

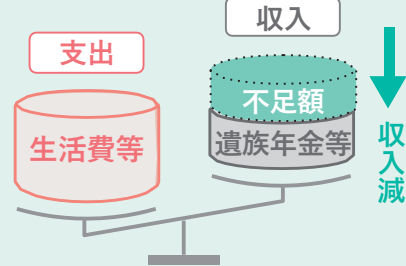
生活資金の不足額を考えたことはありますか？

現在は、支出と収入の
バランスが取れています。



亡くなられたときは、残されたご家族の
支出と収入のバランスが崩れ、
「不足額」が生じます。

しかし



支出 生活費、教育費等

収入 遺族年金、預貯金等

生活資金の不足額

収入を上回る支出が
生活資金の不足額
となります

※教育費…文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」、
「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均
額（定員1人当たり）の調査結果について」、令和5年度
「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株
式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態
調査結果」からすべて国公立・塾あり・下宿なしの前提
で推計

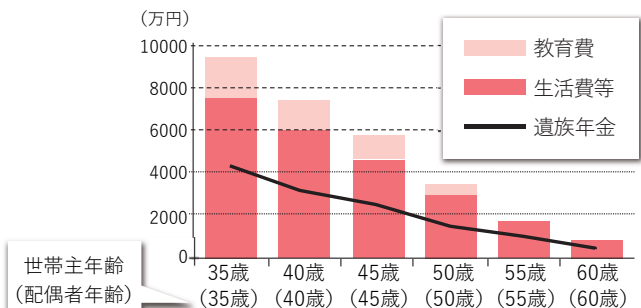
※生活費…総務省統計局2023年「家計調査」から東京都の
平均生活費を推計

※遺族年金…記載の内容（金額）は2024年10月現在の制度
によります（2024年度価格）。
今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあ
ります。

配偶者が老齢基礎年金を受け取れる年齢（65歳）までの生活資金の不足額

【ご家族構成】

・世帯主（男性・35歳） ・配偶者（女性・35歳） ・お子さま2人（5歳・3歳）
22歳時に厚生年金加入。
平均標準報酬額39.6万円



	生活費等	7560	6060	4560	3060	1560	780
	教育費	1743	1526	1142	490	—	—
①	支出合計	9303	7586	5702	3550	1560	780
②	遺族年金	4326	3441	2556	1694	1100	550
①－②	不足額	4977	4145	3146	1856	460	230

（単位：万円）

不足額を保険で準備しましょう。

団体定期保険の活用術 団体定期保険を活用することで、不足額の一部を準備できます。

団体定期保険で準備する部分

ベースとなる死亡または高度障害の保障等の
一部をお手頃な保険料・簡単な手続きで準備
できます。

個人保険で準備する部分

就労不能・介護や教育費用に関する保障等、
さまざまなリスク対策ができる個人保険で、
残りの不足額をカバーできます。

万が一（死亡）の際の費用が心配。備えておきたいところです。

☒ 遺族の生活に対する不安 （複数回答：上位2項目）

遺族の
日常生活資金が
不足する

43.5%

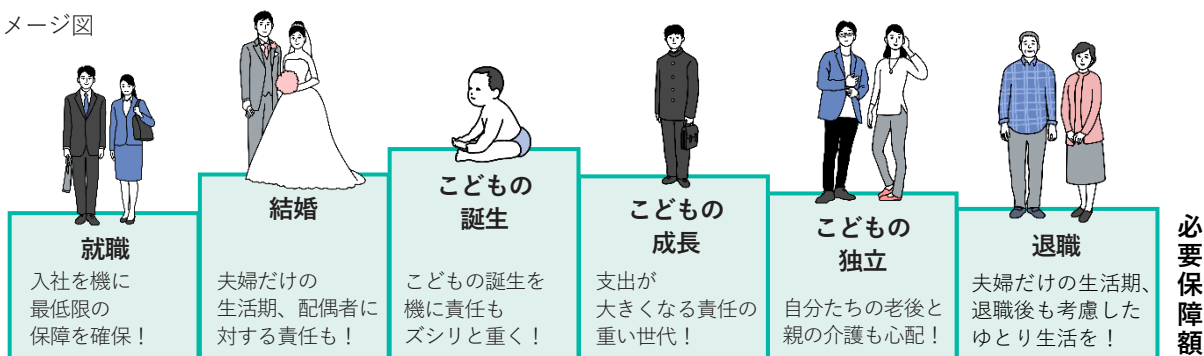
遺族年金等の
公的保障だけでは
不十分

44.1%

出典：公益財団法人生命保険文化センター
2022(令和4)年度「生活保障に関する調査」に基づき
住友生命にて作成

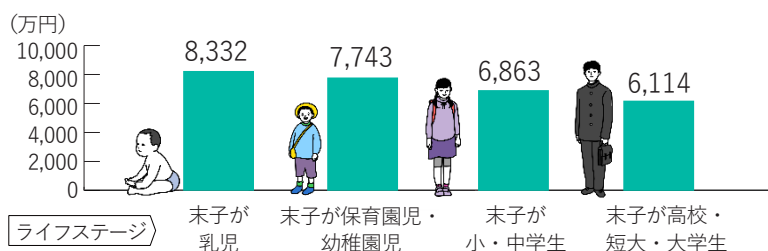
ライフステージによって変化する必要保障額

イメージ図



世帯主が万が一（死亡）の場合の家族の必要生活資金

世帯主に万が一（死亡）のことがあった場合に、
残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果



年齢や家族構成等に応じて、
また、身のまわりの様々な
リスクを想定して、
保障を準備しましょう。

出典：生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」に基づき
住友生命にて作成

参考 お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば 公立小・中学校（塾あり）→私立高校（塾あり）→
私立大学（文法政経商系・昼間部・自宅通学）の場合

約1,161万円

出典：文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」、「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」、令和5年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態調査結果」から住友生命にて推計



本パンフレットについて

お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、ご案内しています。

団体定期保険

契約概要

▶ P03

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主な支払事由と制限事項
- ・保険金額、保険料、保険期間 等

注意喚起情報

▶ P07

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金などが支払われない場合 等

支払に関する補足説明

▶ P10

保険金などが支払われる際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金などの支払の具体例 等

◆ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧ください、保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

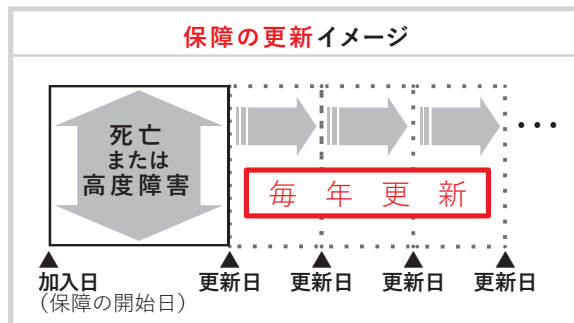
◆パンフレット保管のお願い

ご加入内容の確認が必要な時にいつでも参照できるように、次回更新時まで本パンフレットを必ず保管してください。

契約概要

〈1〉団体定期保険のしくみ

- 団体の所属員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、団体が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保障内容と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。



〈2〉加入対象者

※更新日時時点の年齢です。

〔本人〕

日本製鉄株式会社、日鉄エンジニアリング株式会社の役員・従業員および再雇用者で満14歳6か月超70歳6か月以下の方（満55歳以上で退職した場合は、満70歳6か月以下まで継続加入できます。）

〔配偶者〕

本人の戸籍上の配偶者で満18歳以上70歳6か月以下の方

〔お子さま〕

満2歳6か月超22歳6か月以下の方

※ お子さまの範囲は、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定（主として本人により生計を維持するもの）を準用します。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P05

〈3〉 更新日、加入日（保障開始日）、保険期間

〔更新日〕 1月1日

〔加入日（保障開始日）〕 毎月1日

〔保険期間〕 更新日から 2027年12月31日までの1年間

※保険期間途中の加入者は、加入した日から保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。

※お申し出がない場合には、毎年更新日に自動更新されます。

〈4〉 支払われる保険金など（保障の内容）

基本保障／以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称
死亡保険金 (注)	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	本人・配偶者：主契約 お子さま：団体定期保険こども特約
高度障害保険金 (注)	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態（※）になられたとき	本人・配偶者：主契約 お子さま：団体定期保険こども特約

（注）死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。なお、配偶者およびお子さまが加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者およびお子さまの保障も自動的に終了します。

（※）「高度障害状態」についての詳細は支払に関する補足説明をご確認ください。

詳細

支払に関する補足説明

▶ P10

特約の名称について、本パンフレットの他の文中においては「団体定期保険」を省略して記載しています。



保険金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

注意喚起情報 [5] 保険金などが支払われない場合について

▶ P08

～ライフプランに合わせて保障の見直しができるよう、さまざまなコースをご用意しております～

加入コースと保険料は **巻末** をご確認ください

〈5〉 受取人

加入者が指定された方（お子さまの保険金受取人は契約概要〈2〉加入対象者に記載の〔本人〕となります。）現在死亡保険金受取人を指定されていない場合は、加入者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。同順位の者が複数人いる場合は、その人数で等分するものとします。

※高度障害保険金は保障の対象となる方が受取人です。

〈6〉 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

〈7〉 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

注意喚起情報 [4] この制度から脱退する場合について

▶ P07

〈8〉引受保険会社

下記の引受保険会社は、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社】

- ・住友生命保険相互会社〔事務幹事会社〕
- ・日本生命保険相互会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・富国生命保険相互会社
- ・明治安田生命保険相互会社

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

※2026年6月12日現在

〈9〉保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。

退職後保障制度について

在職中に加入された方が退職される場合は、保障を継続することができます。

<u>新規加入資格</u>	新規加入はできません。
<u>継続加入資格</u>	在職中に加入された方が、満55歳以上で退職した場合は、退職時の加入保険金額以下で保障を継続することができます。（本人 満70歳6か月まで） ただし、満65歳6か月超の方は加入最高保険金額が3000万円に制限されます。 ※脱退後の再加入はできません。 ※退職者が脱退した場合、配偶者・お子さまも脱退となります。
<u>保険料の払込み</u>	12月末までの保険料を一括してお支払いとなります。
<u>保険金額の増減</u>	増額はできません。（減額はできます。）



加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。
- この制度における保険金の支払いが特に多い場合、割増保険料が加算されたり、加入できる保険金額が制限される場合があります。
- 満65歳6か月を超えて継続加入される方は、加入最高保険金額が3000万円に制限されます。
- 配偶者、お子さまが加入される場合は、以下の点にご留意ください。
 - ・配偶者、お子さまのみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
 - ・本人より高い保障内容のコースには加入できません。
 - ・加入対象となるお子さまは、同一の保障内容で、全員お申込みください。
- 原則、脱退は更新時のみとなります。
- 保険期間途中でも保険金額を変更いただけます。（ただし、10月～12月は変更できません。）

加入対象者について

契約概要 〈2〉 加入対象者

▶ P03

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2024年10月現在の税制に基づいています。
今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

- 加入者が負担した保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）は以下の生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

【主契約・こども特約保険料】

一般生命保険料控除

- 保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。
※配偶者またはお子さまについての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。
※配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがあります。
- 高度障害保険金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

保険金の年金受取りについて 〈団体定期保険年金払特約〉

保険金の支払事由が生じたとき、保険金受取人の希望により、対象となる保険金の全部または一部を年金として受取ることができます（保険金受取人名義で年金基金を設定します）。

詳しくは年金基金設定時に案内します。

<u>年金受取人</u>	保険金受取人
<u>年金種類</u>	確定年金 年金支払期間5年～25年（5年きざみ）の中から選択できます。 選択した年金支払期間中、年金が支払われます。 定額型…年金支払期間を通じて年金額は一定です。
<u>年金額</u>	設定した年金基金（※1）に応じた年金額が支払われます。ただし、初年度年金年額が48万円未満の場合、年金受取ができず一時金受取となります。
<u>年金支払回数</u>	年1回です。

（※1） 保険金のうち年金で受取ることを選択した金額
※お子さまコースは対象外です。

注意喚起情報

※お申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。
※生命保険一般についての基本的な内容や制度などを記載しています。個別の保障内容は「契約概要」に記載しておりますのでご確認ください。
※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

[1] 申込み時／クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は団体（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

[2] 申込み時／告知に関する重要事項について

◎健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込時に告知欄に反映いただいた内容が告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込時に告知欄で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

◎口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である団体の事務担当者などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込時に告知事項を必ずご確認ください、確認した結果を告知欄に反映してください。



◎正しく告知されないと保険金などが支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込時の告知事項に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金などが支払われないことがあります。

この場合、以下の取扱いとなります。

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでに払い込んだ保険料は返金されません。

[3] 申込み時／責任開始期について

ご提出いただいた加入申込内容に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である団体の事務担当者などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

[4] 加入後／この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

【本人】

加入対象者ではなくなった場合

【配偶者・お子さま】

本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合（※）

（※）保険期間中に加入対象でなくなったお子さまは、保険期間最終日まで継続できます。

■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては団体の事務担当者または注意喚起情報 [9] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口についてに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

[5] 請求時／保険金などが支払われない場合について

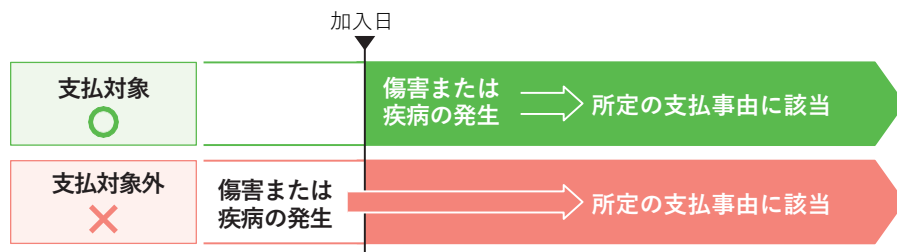


次のような場合には、**保険金などが支払われないことがあります。**

(保険金などを途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

■ 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金等の支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限りま。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、支払いの対象となりません。ただし、入院保障特約およびこども入院保障特約においては、加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、加入日以後に生じた原因による入院とみなします。



■ 契約者または加入者が告知した内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■ 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金などを不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合

※これらの場合、すでに払い込んだ保険料は返金されません。

■ 契約者、加入者または保険金（給付金）受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

■ 下記免責事由に該当した場合

[死亡保険金または高度障害保険金]

- ・ 加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。
- ・ 契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害
- ・ 加入者の故意による高度障害
- ・ 戦争その他の変乱による死亡または高度障害

[その他の保険金・給付金]

- ・ 加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき
- ・ 保険金（給付金）受取人の故意または重大な過失によるとき
- ・ 加入者の犯罪行為によるとき
- ・ 加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・ 加入者の薬物依存によるとき（入院保障特約・こども入院保障特約のみ）
- ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

その他事例

保険金などが支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

▶ P11

[6] 請求時／保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金・給付金が支払われますので、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体の事務担当者または後述の「住友生命からのお知らせ」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金の円滑な請求のためにも、受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

[7] 諸制度／生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

[8] 諸制度／生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

[9] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（法人サービス室）

0120-357224

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

- 証券番号： 530201906
- 契約者名： 日本製鉄株式会社

申込手続き完了後の各種資料の配付や加入内容の変更・脱退などにつきましては、団体窓口へお問い合わせください。

支払に関する補足説明

契約概要 〈4〉支払われる保険金など（保障の内容）に記載の「高度障害状態」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

- 〔1〕完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
- 〔2〕声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合
あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
- 〔3〕中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記〈1〉～〈7〉すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合
〈1〉食物摂取 〈2〉排便・排尿 〈3〉排便・排尿の後始末 〈4〉衣服着脱 〈5〉起居 〈6〉歩行 〈7〉入浴
- 〔4〕両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔5〕両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔6〕片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔7〕片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません**

詳細

支払に関する補足説明のより詳しい内容については、後述の「住友生命からのお知らせ」に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命からのお知らせ

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも**保険金・給付金**をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、**保障内容を十分にご確認ください！**

詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



保障内容をお受取人の方にお伝えください！



あなたの未来を強くする



住友生命

■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、勤務先の会社等を通じてのお手続きとなります。「支払事由」に該当する可能性がある場合は、勤務先の会社等に申し出てください。ご不明な点がございましたら、契約者（団体）の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル(団体保険支払室)

0120-307191

【受付時間】

月曜日～金曜日午前9時～午後5時(祝日・12月31日～1月3日を除く)

保険金などが支払われる場合または 支払われない場合の具体的な事例

事例1 高度障害保険金の支払い【高度障害状態】

高度障害保険金は、高度障害状態になられた場合に支払われます。

○ 支払われる場合

加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、支払われます。

× 支払われない場合

「脳梗塞」の後遺症として半身のまひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、支払われません。

事例2 死亡保険金の支払い【告知義務違反による解除】

加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、その加入者に対する部分は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金が支払われないことがあります。

詳細

注意喚起情報 [2] 告知に関する重要事項について

▶ P07

○ 支払われる場合

加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」で死亡**した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、因果関係がないため、死亡保険金が支払われます。

× 支払われない場合

加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「肝炎」を**原因とする「肝がん」で死亡**した場合。

告知義務違反のため解除となり、死亡保険金は支払われません。

解説

加入する際には、正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、その加入者に対する部分は解除となり、死亡保険金は支払われません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金が支払われます。

加入コースと保険料

内容		保険金	本 人					
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき		死亡保険金 または 高度障害保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円
			5000	4500	4000	3500	3000	2700
概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H3.7.2～H24.7.1生	男性	4,400	3,960	3,520	3,080	2,640	2,376
		女性	2,700	2,430	2,160	1,890	1,620	1,458
	36歳～40歳 S61.7.2～H3.7.1生	男性	6,690	6,021	5,352	4,683	4,014	3,613
		女性	5,788	5,209	4,630	4,051	3,473	3,125
	41歳～45歳 S56.7.2～S61.7.1生	男性	8,733	7,859	6,986	6,113	5,240	4,716
		女性	6,880	6,192	5,504	4,816	4,128	3,715
	46歳～50歳 S51.7.2～S56.7.1生	男性	12,810	11,529	10,248	8,967	7,686	6,917
		女性	10,200	9,180	8,160	7,140	6,120	5,508
	51歳～55歳 S46.7.2～S51.7.1生	男性	17,625	15,863	14,100	12,338	10,575	9,518
		女性	12,990	11,691	10,392	9,093	7,794	7,015
	56歳～60歳 S41.7.2～S46.7.1生	男性	24,580	22,122	19,664	17,206	14,748	13,273
		女性	16,940	15,246	13,552	11,858	10,164	9,148
	61歳～65歳 S36.7.2～S41.7.1生	男性	33,865	30,479	27,092	23,706	20,319	18,287
		女性	21,475	19,328	17,180	15,033	12,885	11,597
	66歳～70歳 S31.7.2～S36.7.1生	男性	加入できません				27,984	25,186
		女性					15,825	14,243

内容		保険金	本 人					
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき		死亡保険金 または 高度障害保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円
			2500	2200	2000	1800	1600	1500
概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H3.7.2～H24.7.1生	男性	2,200	1,936	1,760	1,584	1,408	1,320
		女性	1,350	1,188	1,080	972	864	810
	36歳～40歳 S61.7.2～H3.7.1生	男性	3,345	2,944	2,676	2,408	2,141	2,007
		女性	2,894	2,547	2,315	2,084	1,852	1,736
	41歳～45歳 S56.7.2～S61.7.1生	男性	4,366	3,842	3,493	3,144	2,794	2,620
		女性	3,440	3,027	2,752	2,477	2,202	2,064
	46歳～50歳 S51.7.2～S56.7.1生	男性	6,405	5,636	5,124	4,612	4,099	3,843
		女性	5,100	4,488	4,080	3,672	3,264	3,060
	51歳～55歳 S46.7.2～S51.7.1生	男性	8,813	7,755	7,050	6,345	5,640	5,288
		女性	6,495	5,716	5,196	4,676	4,157	3,897
	56歳～60歳 S41.7.2～S46.7.1生	男性	12,290	10,815	9,832	8,849	7,866	7,374
		女性	8,470	7,454	6,776	6,098	5,421	5,082
	61歳～65歳 S36.7.2～S41.7.1生	男性	16,933	14,901	13,546	12,191	10,837	10,160
		女性	10,738	9,449	8,590	7,731	6,872	6,443
	66歳～70歳 S31.7.2～S36.7.1生	男性	23,320	20,522	18,656	16,790	14,925	13,992
		女性	13,188	11,605	10,550	9,495	8,440	7,913

次ページに続く

内容	保険金	本 人					
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 1400	万円 1200	万円 1000	万円 800	万円 600	万円 500

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H3.7.2～H24.7.1生	男性	1,232	1,056	880	704	528	440
		女性	756	648	540	432	324	270
	36歳～40歳 S61.7.2～H3.7.1生	男性	1,873	1,606	1,338	1,070	803	669
		女性	1,621	1,389	1,158	926	695	579
	41歳～45歳 S56.7.2～S61.7.1生	男性	2,445	2,096	1,747	1,397	1,048	873
		女性	1,926	1,651	1,376	1,101	826	688
	46歳～50歳 S51.7.2～S56.7.1生	男性	3,587	3,074	2,562	2,050	1,537	1,281
		女性	2,856	2,448	2,040	1,632	1,224	1,020
	51歳～55歳 S46.7.2～S51.7.1生	男性	4,935	4,230	3,525	2,820	2,115	1,763
		女性	3,637	3,118	2,598	2,078	1,559	1,299
	56歳～60歳 S41.7.2～S46.7.1生	男性	6,882	5,899	4,916	3,933	2,950	2,458
		女性	4,743	4,066	3,388	2,710	2,033	1,694
	61歳～65歳 S36.7.2～S41.7.1生	男性	9,482	8,128	6,773	5,418	4,064	3,387
		女性	6,013	5,154	4,295	3,436	2,577	2,148
	66歳～70歳 S31.7.2～S36.7.1生	男性	13,059	11,194	9,328	7,462	5,597	4,664
		女性	7,385	6,330	5,275	4,220	3,165	2,638

内容	保険金	本 人			
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 400	万円 250	万円 200	万円 100

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H3.7.2～H24.7.1生	男性	352	220	176	88
		女性	216	135	108	54
	36歳～40歳 S61.7.2～H3.7.1生	男性	535	333	268	134
		女性	463	287	232	116
	41歳～45歳 S56.7.2～S61.7.1生	男性	699	435	349	175
		女性	550	342	275	138
	46歳～50歳 S51.7.2～S56.7.1生	男性	1,025	641	512	256
		女性	816	510	408	204
	51歳～55歳 S46.7.2～S51.7.1生	男性	1,410	881	705	353
		女性	1,039	650	520	260
	56歳～60歳 S41.7.2～S46.7.1生	男性	1,966	1,229	983	492
		女性	1,355	847	678	339
	61歳～65歳 S36.7.2～S41.7.1生	男性	2,709	1,693	1,355	677
		女性	1,718	1,074	859	430
	66歳～70歳 S31.7.2～S36.7.1生	男性	3,731	2,332	1,866	933
		女性	2,110	1,319	1,055	528

次ページに続く

内容	保険金	配偶者					
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 1000	万円 800	万円 600	万円 500	万円 400	万円 300

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	18歳～35歳 H3.7.2生～	男性	880	704	528	440	352	264
		女性	540	432	324	270	216	162
	36歳～40歳 S61.7.2～H3.7.1生	男性	1,338	1,070	803	669	535	401
		女性	1,158	926	695	579	463	347
	41歳～45歳 S56.7.2～S61.7.1生	男性	1,747	1,397	1,048	873	699	524
		女性	1,376	1,101	826	688	550	413
	46歳～50歳 S51.7.2～S56.7.1生	男性	2,562	2,050	1,537	1,281	1,025	769
		女性	2,040	1,632	1,224	1,020	816	612
	51歳～55歳 S46.7.2～S51.7.1生	男性	3,525	2,820	2,115	1,763	1,410	1,058
		女性	2,598	2,078	1,559	1,299	1,039	779
	56歳～60歳 S41.7.2～S46.7.1生	男性	4,916	3,933	2,950	2,458	1,966	1,475
		女性	3,388	2,710	2,033	1,694	1,355	1,016
	61歳～65歳 S36.7.2～S41.7.1生	男性	6,773	5,418	4,064	3,387	2,709	2,032
		女性	4,295	3,436	2,577	2,148	1,718	1,289
	66歳～70歳 S31.7.2～S36.7.1生	男性	9,328	7,462	5,597	4,664	3,731	2,798
		女性	5,275	4,220	3,165	2,638	2,110	1,583

内容	保険金	配偶者		
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 250	万円 200	万円 100

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	18歳～35歳 H3.7.2生～	男性	220	176	88
		女性	135	108	54
	36歳～40歳 S61.7.2～H3.7.1生	男性	333	268	134
		女性	287	232	116
	41歳～45歳 S56.7.2～S61.7.1生	男性	435	349	175
		女性	342	275	138
	46歳～50歳 S51.7.2～S56.7.1生	男性	641	512	256
		女性	510	408	204
	51歳～55歳 S46.7.2～S51.7.1生	男性	881	705	353
		女性	650	520	260
	56歳～60歳 S41.7.2～S46.7.1生	男性	1,229	983	492
		女性	847	678	339
	61歳～65歳 S36.7.2～S41.7.1生	男性	1,693	1,355	677
		女性	1,074	859	430
	66歳～70歳 S31.7.2～S36.7.1生	男性	2,332	1,866	933
		女性	1,319	1,055	528

内容	保険金	お子さま		
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 300	万円 200	万円 100

保険料月額・円	3歳～22歳 H16.7.2～R6.7.1生	1人につき 210	1人につき 140	1人につき 70
---------	---------------------------	--------------	--------------	-------------



■ **本パンフレットに記載の保険料は概算保険料です。** 実際の保険料は、申込締切後に確定します。

すでに保険料が給与から控除されている場合は、確定保険料との差額を精算します。ただし、お子さまの保険料は確定保険料となっています。

■ **保険料は毎年更新日に見直されます。**

■ 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P05